

厚生年金の保険料率が9月分(10月納付分)からUPし17.474%に…お間違いのないように!  
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく。



「社長に就任した私がまだ若いせいが60代の社員が指示に従わない…円満に辞めさせる方法は?」との相談がありました。使用者としては頭の痛い問題です。  
解雇には2つあり  
①は普通解雇②は懲戒解雇です。①は民法627条1項による「解約の申し入れ」②は使用者による制裁罰になります。  
①は2週間経てば雇用契約は終了しますが最低30日前の解雇予告か30日分



以上の賃金を予告手当として支払う事が必要。だが②はその必要なし。ただ周知された就業規則があり処分手続きが合法的で懲戒事由に該当し処分をする相当性がある…等、厳しい要件があります。労働者が10人以上の企業でも就規を作り、問題社員に対し注意・指導を何回か文書で行い、弁解の機会も与えた記録を残せば合法的な①になります。始末書・誓約書・反省文等の強制は違法です。

②は裁判でも認められ難いのが実状です。



「今年4月から手数料を3.85%UPしたが消費税率3%にプラスした便乗値上げではない…タイミングが悪かっただけ」と経審の中の経営状況分析を行う分析機関(Y)の一つは説明します。Yが国の指定から登録に変わったのは10

年前の事でした。それまでの指定は建設業保証会社から派生した「建設業情報管理センター」(CIC)のみでしたが、1年後には15ものYが登場!手数料は様々で付随したサービスも色々でした。当事務所は



申請者にとって手数料が安くサービスも充実しているあるYをお勧めする事にしました。しかし10年も経つとYの申請方法や手数料・サービスも変わり、再検討の必要が…。本来

は行政庁がやるべき経審の一部を天下り機関(Y)に移す事で、官僚の再就職先を創出したのが事の経緯ですが、改めてYの内容を見直し、申請者の立場に立ったやり方を現在、検討している所です。



※当事務所の電話が不通の時は ① 070-5080-7611 ② 070-5481-0659 ③ 070-5481-0988 ④ 070-6597-6379 ⑤ 070-5690-2319(岩尾) ⑥ 090-8401-9855(西馬) へ